



住民税（普通徴収）・軽自動車税のクレジットカード等による収納開始について

1. 目的

区では、区民に納付機会を増やし、公金納付の利便性向上を図るため、住民税・軽自動車税のクレジットカードおよびマルチ決済ネットワークによる収納を開始し、収納業務の効率化、納期内納付の促進等を図っていく。

2. 開始時期

平成30年1月4日以降に発行するペイジーマークのある納付書による納付。
(クレジットカードによる納付は、平成30年1月10日から開始)

3. 内容

① クレジットカードを利用した納付

納付者がインターネットにアクセスできるパソコンまたは、携帯電話等で専用サイトに接続し、納付番号やクレジットカード情報を入力することで、24時間365日公金の支払いができる。

納付にあたり別途決済料がかかる。納付額が1万円以下の場合は区が負担。その後1万円ごとに、108円が本人負担となる。納付金額は100万円未満で、クレジットの与信枠内。

なお、区役所などの窓口ではクレジットカードによる納付はできない。

② マルチ決済ネットワークによる収納

納付者が金融機関のATMやインターネットバンキングを利用することで24時間365日公金の支払いができる。

(1) ATMを利用した納付

ペイジーマークの表示があるATMで納付書に印字してある納付番号等を入力することで払い込みができる。ペイジー納付使用料はかからない。

(2) インターネットバンキング等を利用した納付

個人のパソコンやスマートフォンなどから金融機関のインターネットバンキングを使用し、納付できる。事前に金融機関へのインターネットバンキングの申込みが必要となり、公金収納取扱店のほとんどで利用可能。

4. 周知方法

- 平成29年12月1日号 広報しながわに掲載
- 品川区ホームページにて平成30年1月4日に掲載
- 平成30年1月4日以降発行の区民へ発送する納付書等に個別チラシを同封

5. その他

- クレジットカード等による納付方法の場合は、領収書は発行しない。また、納付書発行当日の支払いはできない。